

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 3月29日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	GSグローバル・マーケット・ストラテジー（年1回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年12月7日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還にかかる手続きを開始することに伴い、関係事項を更新するため本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正します。

下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

<訂正前>

<前略>

(12)【その他】

<中略>

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

<訂正後>

<前略>

(12)【その他】

<中略>

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

本ファンドにつきまして、2019年2月末日現在、本ファンドの信託約款に定める受益権総口数を下回っており、長期にわたり効率的な運用を提供するに十分な資産規模の維持に困難を来していることから、現在の状況においては、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者へお返しすることが受益者の利益に資すると判断いたしました。

つきましては、本ファンドに関し2019年6月11日（火）をもって信託の終了（繰上償還）を予定しておりますので、お知らせいたします。公告日である2019年4月1日（月）現在の受益者の方（2019年3月28日（木）までに取得の申込みをなされた方を含みます。）は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対し、書面により、信託終了に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中にご異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2019年6月11日（火）をもって信託を終了いたします。なお、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託は終了いたしません。この場合、信託終了を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。

信託終了に係る異議申立の手続きおよび日程について

<u>新聞公告（日経新聞朝刊）</u>	<u>2019年4月1日（月）</u>
<u>異議申立期間</u>	<u>2019年4月1日（月）から2019年5月10日（金）まで</u>
<u>信託終了予定日</u>	<u>2019年6月11日（火）</u>

お申込みに際しては、上記につきご注意くださいようお願いいたします。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3 資産管理等の概要

<訂正前>

<前略>

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2004年10月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

<後略>

<訂正後>

<前略>

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2004年10月28日から開始し、期限はありません\*。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

\*「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することとなった場合には、信託期間は2019年6月11日までとなります。

(4) 計算期間

<後略>